建災防ちば

2026(令和8)年度

技能講習・講習・安全衛生教育のご案内

ホームページ　https://kensaibouchiba.jp/

検索はこちらから 建災防ちば 検索

建設業労働災害防止協会千葉県支部
(建災防ちば)

受講のおすすめ

建設業労働災害防止協会千葉県支部では、労働安全衛生法に基づく登録教習機関として各種の技能講習、特別教育、安全衛生教育を実施しています。

建設業における労働災害の発生状況については、事業者・労務安全衛生担当者はじめ関係各位のこれまでの地道な活動や、リスクアセスメント（危険性又は有害性の調査）の導入等により、中長期的には減少傾向が続いておりましたが、昨今は減少傾向に陰りがみられるなど憂慮すべき状況となっています。

また、労働災害を減らすため、さまざまな側面から原因分析が行われていますが、このうち、労働災害の発生要因でみますと、その約８割が不安全な行動と不安全な状態が同時に存在しているといわれます。
労働安全衛生法では、事業者に対して、労働災害を防止するための管理を必要とする作業や危険有害な業務に労働者を就かせる場合には、技能講習はじめさまざまな安全衛生教育を実施するよう義務付け等しています。

当支部では、千葉労働局長登録教習機関[注]として、労働安全衛生法令で選任が義務付けられている地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、石綿作業主任者、金属アーク溶接作業主任者限定及び高所作業車運転の各技能講習を実施しています。

また、職長・安全衛生責任者教育、統括安全衛生責任者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育、足場の組立て等作業主任者能力向上教育、施工管理者等のための足場点検実務者研修、足場組立て等特別教育、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育などの特別教育、及び丸のこ等取扱い従事者教育などの安全衛生教育も実施しています。

さらには、国土交通省の平成１７年３月３１日付国官技第２９９号通達等にも示されている「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」を実施しています。

近年、外国籍受講者が増加していることから、厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。
この通達を受け、当支部では、外国人労働者の方を受講させる事業者の方に、「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人受講者の方は、「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してもらうこととしました。

建設の仕事は、人で支えられており、仕事を安全に行うためには、人の育成が重要なカギとなります。
当支部におきましても、受講者の受講機会の確保に配慮し、平日以外での開催や、ご要望に応じ、地域に出向いての出張講習も実施しています。
その他受講に関しご不明な事がありましたら、何なりとお問合せください。

千葉労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会千葉県支部

注）登録番号、有効番号等は、３６ページに記載してあります。
※　一部の教育講習は、継続学習制度（ＣＰＤＳ・ＣＰＤ）の認定申請を予定しています。

目　　次

●申込みから修了まで
申込みから修了までの流れ（写真の規格）…… 1
●技能講習
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習…… 5
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習…… 5
足場の組立て等作業主任者技能講習…… 6
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習…… 7
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習…… 7
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習…… 8
石綿作業主任者技能講習…… 8
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習…… 9
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習…… 9
建築物石綿含有建材調査者講習（一般）…… 10
高所作業車運転技能講習…… 11
●安全衛生教育
職長・安全衛生責任者教育…… 13
統括安全衛生責任者教育…… 14
職長・安全衛生責任者能力向上教育…… 14
足場の組立て等作業主任者能力向上教育…… 15
施工管理者等のための足場点検実務者研修…… 15
足場組立て等特別教育…… 16
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育…… 16
テールゲートリフター使用作業特別教育…… 17
丸のこ等取扱い従事者教育…… 18
自由研削砥石(グラインダ)特別教育…… 18
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育…… 19
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育…… 19
建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育…… 20
●受講申込書
外国人労働者の方が受講する場合について…… 21
作業主任者技能講習受講申込書記入時の留意事項【記入例】…… 24
作業主任者技能講習受講申込書…… 25
教育講習受講申込書記入時の留意事項【記入例】…… 26
教育講習受講申込書…… 27
高所作業車運転技能講習受講申込書記入時の留意事項【記入例】…… 28
高所作業車運転技能講習受講申込書…… 29
建築物石綿含有建材調査者講習（一般）申込書…… 31
●入会のご案内その他
よくある質問…… 34
主な講習会場の案内図…… 35
分会の所在地・電話番号…… 36

申込みから修了までの流れ

講習日程

講習日程は、本書5ページ以降の講習日程、又は本冊子裏面にある技能講習・教育計画の表をご覧ください。
当支部ホームページからもご覧いただけます。　　検索キーワード：建災防ちば

受講申込

⑴ 受付は、受講日の2か月前の月の1日からです。一部、先行予約を行なっている受付窓口もありますので問い合わせください。また、定員になり次第、締め切らせていただきます。
⑵ 受付窓口は、講習種別・講習日程によって異なります。詳しくは、講習日程の「申込先」でご確認ください
⑶ 受付方法は、受付窓口によって異なります。直接、受付窓口にお問い合わせください。
⑷ 受講申込に必要な書類等は、次のとおりです。

		自己チェック ⬇
受講申込書	・本書24ページ以降の申込書をコピーしていただくか､当支部ホームページからダウンロードしてください。 ・記入にあたっては24ページ以降の「記入時の留意事項」をご覧ください。	
写　　真	・技能講習では、写真（３枚）を添付してください。 ・大きさその他は、本書３ページ「写真の規格等」をご覧ください。 ・教育講習では必要ありません。	
受　講　料	・講習日程の「受講料」をご覧ください。 ・支払いの方法は、受講申込先が「千葉県支部」と各「分会」では異なります。 〈千葉県支部の場合〉 1. 銀行振込、現金書留又は支部窓口で事前にお支払いください。 振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０ 口座名義：建災防千葉県支部 2. 振込の場合は、受講申込書に振込書のコピー又は振込日（又は振込予定日）、金額、及び依頼人名を書いた書面（メモ）を添付してください。 3. 振込手数料は申込者にてご負担ください。 4. 領収書が必要な場合は、現金書留又は窓口で事前にお支払いください。お支払いいただいた受講料については全てインボイス対応の領収書を発行します。 〈かずさ分会の場合〉 1. 銀行振込、現金書留又は分会窓口で事前にお支払いください。 振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４ 口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部 かずさ分会分会長松本信夫 2. 振込の場合は、受講申込書に振込書のコピー又は振込日（又は振込予定日）、金額及び依頼人名を書いた書面（メモ）を添付してください。 3. 振込手数料は申込者にてご負担ください。 4. 領収書が必要な場合は、現金書留又は窓口で事前にお支払いください。お支払いいただいた受講料については全てインボイス対応の領収書を発行します。 〈千葉県支部、かずさ分会以外の場合〉 現金書留又は窓口で事前にお支払いください。（銀行振込不可）	
添 付 書 類	・作業主任者技能講習受講希望の方で、実務経験が２年以上３年未満の方は、卒業証明書、又は卒業証書の写しを添付してください。 ・高所作業車運転技能講習受講希望の方は、受講資格・一部免除に係る自動車免許証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証等の写しを添付してください。	

⑸ 一度提出された申込書類、納入された受講料等は、原則返却いたしません。
⑹ 受講票は、申込書及び受講料入金確認後、郵送又は窓口にてお渡しします。
⑺ キャンセルのご連絡は、受講日前日(16時前)までにお願いします。それ以後、または連絡がない場合は受講料の返金はできません。また、それ以前であっても、下表によりキャンセル料が発生します。なお、キャンセル料は、既に支払われている受講料から充当し、残金がある場合は、原則、銀行口座に振込返金するものとします。

キャンセルを申し出た日	キャンセル料金
受講初日の11日目以前	振込手数料相当額
受講初日の10日前以降、前日の16時前まで	3,000円及び振込手数料相当額
受講日前日の16時以降、または無断キャンセル	受講料全額

⑻ 受講者の変更(交替)が可能です。受講日前日(16時前)までに、受講申込書(交替者に係る)を再提出してください。 また、受講日の変更は、一回限り対応します。受講日前日(16時前)までにご連絡ください。

講習当日

⑴ 受付は、原則、受講開始の30分前から10分前までの20分間です。受付後は、速やかに指定の席に着席してください。なお、開始時刻は講習種別・講習日程によって異なります。詳しくは受講票でご確認ください。
⑵ 受付の際、受講票及び受講者本人であることが確認出来る次の公的書類(コピー不可)を提示してください。

〔 ● 自動車運転免許証 ● 健康保険証 ● 在留カード ● 住民基本台帳カード
● マイナンバーが記載されていない住民票(6か月以内に交付したもの) 等 〕

⑶ 遅刻が想定されるに至った場合は速やかに受付窓口までご連絡ください。なお、理由の如何に係わらず講習会場施設管理者への電話連絡等は行わないでください。
⑷ 遅刻、早退、欠席等により、定められた受講時間数に満たなかった場合でも受講は可ですが、技能講習では修了試験を受けることができません。また、教育講習では修了証の交付を受けることができません。
⑸ 公共交通機関の運休・遅延、体調不良等による突発的な遅刻・欠席の場合、再受講できる場合があります。係る場合は、速やかに千葉県支部までご連絡ください。
⑹ 受講中は、携帯電話・スマートフォン等は、マナーモードにするか電源オフにしてください。また、カメラ・スマートフォン等による講義内容の録音・録画は著作権侵害行為にあたりますのでお控えください。
⑺ 受講会場内では、講師・事務局の指示に従ってください。講師・事務局の指示に従っていただけない場合、途中退席していただく場合があります。(なお、この場合、受講費用等については返金致しません。)
⑻ 技能講習では、学科最終日に学科修了試験を実施します。HB鉛筆、消しゴムをご持参ください。
⑼ 修了試験不合格者に対する補講、再試験(建築物石綿含有建材調査者講習は除く)等は行いません。(再度、受講申込みしていただきます。)
⑽ 一部の講習はCPDS及びCPDの認定申請を予定しています。受講証明を希望される方は、当日、CPDS技術者データ(QRコード)及びCPD認証カードなどの証明書をご持参ください。なお、CPD認証カードについてはコピーを一部提出してください。
⑾ 駐車場の有無・使用等については、電話又は受付窓口にて事前にご確認ください。

修了証の交付

⑴ 技能講習修了証は、全時間受講し、かつ試験に合格した方に、遅滞なく、簡易書留にてお送りします。
⑵ 教育修了証は、原則、全時間受講した方に当日お渡しします。

その他

⑴ 当支部で開催しております技能講習、安全衛生教育については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義・教育を行っております。また、技能講習における修了試験の問題及び安全衛生教育における理解度確認シートにつきましても日本語の表記になっております。

この度、厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

なお、外国人労働者であって明らかに日本語が堪能な方（読み・書き、フリガナ等が必要ない方）については、確認書又は申告書の提出は不要です。

⑵ 講習日程・講習会場は、都合により変更することがあります。また、申込者が見込予定数を下回った場合、断りなく開催を中止することがあります。中止と決定した場合には速やかに受講申込者に連絡いたします。

⑶ 大規模地震、台風などの天変地異、公共交通機関の不通、講習会場施設のトラブル、担当講師の体調不良・けが等のため会場に到着できない等々があった場合、開催を中止し、開始時刻を繰り下げし、または、日程を延期することがあります。

⑷ 受講にあたっては、指定のテキストが必要で、原則、受講申込時に同時購入していただきます。また、テキストの改定に伴いテキスト代を改定することがあります。

⑸ 建災防千葉県支部会員には、テキスト代の購入割引制度があります。

⑹ 技能講習では、国の助成金制度があります。詳しくは、千葉労働局職業安定部職業対策課分室へお問合せください。（電話０４３－４４１－５６７８）

⑺ 申込書記載の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の交付等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

技能講習受講申込書に添付する写真の規格等

規　　格	規格外の写真例
• カラー・白黒いずれも可 • 上３分身(胸から上)の写真であること • 大きさが縦４.０㎝、横３.０㎝であること（履歴書サイズ） • ３枚とも同じ写真であること • デジタル写真の場合、写真専用紙等で、画質が適切であること • 申請者本人のみを撮影したものであること • ６カ月以内に撮影したものであること • 無帽で正面を向いたものであること • 背景や影がないものであること • 焦点が合っている等鮮明なものであること • 明るさやコントラストが適切なものであること	• 被写体である顔が小さすぎるもの • 背景と人物の境目がわかりにくいもの • 眼鏡に光が反射しているもの • サングラス、マスクを使用しているもの • 前髪等で目が隠れ、顔が確認しにくいもの • 帽子・ヘアバンド等で頭髪を覆っているもの • 写真が変色しているもの • デジタル写真の場合、ジャギー(階段状のギザギザ模様)があるもの、または、写真専用紙以外の用紙に印刷されているもの • 台紙に糊付けした場合、はがれやすいもの • 口角の上がる等により実際の容姿と異なるもの • アングルが水平でないもの

（写真イメージ）

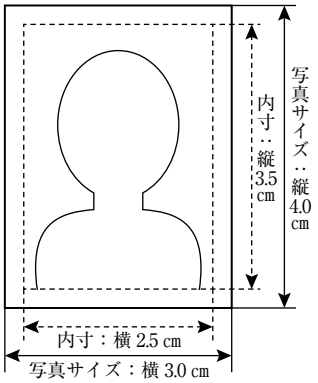

写真サイズ：縦 4.0 ㎝ × 横 3.0 ㎝（履歴書サイズ）

※被写体は大きすぎても小さすぎてもダメです。

※左図内寸サイズ（縦 3.5 ㎝ × 横 2.5 ㎝）におさまるように撮影してください。

2026(令和8)年度技能講習

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

掘削面の高さが２ｍ以上の地山の掘削作業については、地山の掘削作業主任者の選任が、また、土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業については、土止め支保工作業主任者の選任が必要です。修了者には地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月14日（火）～16日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 5月25日（月）～27日（水）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年 6月23日（火）～25日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年12月 2日（水）～ 4日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	３日	17時間	16,940円	3,300円 （1,980円）	20,240円 （18,920円）

ＣＰＤＳ申請（予定）　※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
1　地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に３年以上従事した経験を有する者	事業者の実務経験証明
2　学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの	事業者の実務経験証明と学歴証明

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会及び山武分会受付の受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）
※　かずさ分会受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　かずさ分会の振込先は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

型枠支保工の組立て又は解体の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者の選任が必要です。修了者には型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年10月20日（火）・21日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	２日	13時間	10,890円	2,530円 （1,510円）	13,420円 （12,400円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
1　型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に、３年以上従事した経験を有する者	事業者の実務経験証明
2　学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの	事業者の実務経験証明と学歴証明

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）

足場の組立て等作業主任者技能講習

つり足場、張出し足場又は高さが５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者の選任が必要です。修了者には足場の組立て等作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月22日（水）・23日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 5月 7日（木）・ 8日（金）	東金市内	山武分会0475-54-3195
2026年 6月11日（木）・12日（金）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年 7月28日（火）・29日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 8月25日（火）・26日（水）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年 9月 8日（火）・ 9日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年10月15日（木）・16日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年11月 5日（木）・ 6日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年11月26日（木）・27日（金）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年12月15日（火）・16日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2027年 2月 1日（月）・ 2日（火）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2027年 2月18日（木）・19日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	２日	13時間	10,890円	2,145円 （1,280円）	13,035円 （12,170円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
1　足場の組立て、解体又は変更に関する作業に３年以上従事した経験を有する者	事業者の実務経験証明
2　学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの	事業者の実務経験証明と学歴証明
3　平成27年7月1日以降は特別教育修了日以降の経験年数数が上記１及び２の経験年数を満たす要件となりました。	足場の組立て等特別教育修了証の写し又は修了したことを証する書面の写し又は受講申込書の実務経験にある実施年月日に記入

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会･山武分会受付の受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。(銀行振込不可)
※　かずさ分会受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

建築物の組立て等で金属製の部材により構成されるもの（高さが５ｍ以上）の組立て、解体又は変更の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任が必要です。修了者には建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 8月6日（木）・7日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	２日	11時間	10,890円	2,420円 （1,450円）	13,310円 （12,340円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
1 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に関する作業に３年以上従事した経験を有する者	事業者の実務経験証明
2 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に関する作業経験を有するもの	事業者の実務経験証明と学歴証明

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

軒の高さが５ｍ以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業については、木造建築物の組立て等作業主任者の選任が必要です。修了者には、木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 8月20（木）・21日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	２日	13時間	10,890円	2,035円 （1,220円）	12,925円 （12,110円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
1 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に３年以上従事した経験を有する者	事業者の実務経験証明
2 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に従事した経験を有するもの	事業者の実務経験証明と学歴証明

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

酸素欠乏危険場所・硫化水素中毒危険場所における作業については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任が必要です。修了者には酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 6月 8日（月）～10日（水）	千葉市内	県支部043-225-8524
2026年 9月28日（月）～30日（水）	千葉市内	県支部043-225-8524
2027年 1月13日（水）～15日（金）	千葉市内	県支部043-225-8524
2027年 3月17日（水）～19日（金）	市原市内	県支部043-225-8524（計画中）

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	３日	学科11.5時間 実技 4.0時間	17,540円	2,420円 （1,450円）	19,960円 （18,990円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
満18 歳以上の者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留、又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

石綿作業主任者技能講習

石綿の取扱い作業及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業については、石綿作業主任者の選任が必要です。修了者には石綿作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月20日（月）・21日（火）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年 6月18日（木）・19日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年10月28日（水）・29日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2027年 1月27日（水）・28日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	２日	10時間	10,890円	3,300円 （1,970円）	14,190円 （12,860円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
満18 歳以上の者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会受付の受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）
※　かずさ分会又は千葉県支部受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
　　かずさ分会振込先
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが神経性障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから令和3（2021）年4月1日より特定化学物質第2類物質に加わり労働安全衛生法が施行されることとなりました。このことから、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取扱う作業（溶接作業等）については、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者の選任が必要となったもののアーク溶接作業という極めて限定された作業であるため金属アーク溶接等に限って特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者に代わり新たに策定された限定技能講習（１日技能講習）です。修了者には金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月24日（金）	千葉市内	県支部043-225-8524
2026年10月19日（月）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	１日	６時間	9,680円	2,035円 （1,220円）	11,715円 （10,900円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
満18 歳以上の者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　かずさ分会
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫
　　千葉県支部
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが神経性障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから令和3（2021）年4月1日より特定化学物質第2類物質に加わり労働安全衛生法が施行されることとなりました。このことから、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取扱う作業（溶接作業等）については、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者の選任が必要です。修了者には特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月 6日（月）・7日（火）	千葉市内	県支部043-225-8524
2026年 6月 1日（月）・2日（火）	東金市内	山武分会0475-54-3195
2026年 8月 4日（火）・5日（水）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年11月12日（木）・13日（金）	千葉市内	県支部043-225-8524
2027年2月4日（木）・5日（金）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	１日	12時間	10,890円	1,980円 （1,180円）	12,870円 （12,070円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
申込書に記載のとおり	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　山武分会
　　現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）
　かずさ分会
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫
　千葉県支部
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

令和2年7月1日に労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則の一部を改正する省令等が公布され、解体・改修工事開始前の調査、届出の拡大・新設、作業の記録等が改正されました。この改正により1　事前調査の方法の明確化、2　分析調査を行う者の要件の新設、3　事前調査を行う者の要件の新設、4分析調査を行う者の要件の新設、5　事前調査及び分析調査の結果の記録内容の追加、6　一定規模以上の解体・改修工事に係る事前調査結果等の電子届出の新設があり、一部を除いて令和3年4月1日に施行されました。このことから一定規模以上の解体・改修工事に係る事前調査は建築物石綿含有建材調査者が行うことが必要です。修了者には建築物石綿含有建材調査者講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 6月15日（月）・16日（火）	千葉市内	県支部043-225-8524
2026年 9月 3日（木）・ 4日（金）	千葉市内	県支部043-225-8524
2026年12月 7日（月）・ 8日（火）	千葉市内	県支部043-225-8524
2027年 3月11日（木）・12日（金）	千葉市内	県支部043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
80名	２日	11時間	40,370円	5,775円 （3,460円）	46,145円 43,830円

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
申込書に記載のとおり	申込書に記載のとおり

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留、又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

高所作業車運転技能講習

作業床の高さが１０m以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、高所作業車運転技能講習を修了していることなどが必要です。
修了者には高所作業車運転技能講習修了証が交付されます。

講習年月日	会　場	申　込　先（受付窓口）
学科　2026年 6月29日（月）・30日（火）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
実技　2026年 7月 1日（水）～	君津市内	
学科　2026年 9月14日（月）・15日（火）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
実技　2026年 9月16日（水）～	君津市内	
学科　2026年11月17日（火）・18日（水）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
実技　2026年11月19日（木）～	君津市内	

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	３日	14時間コース 学科８時間 実技６時間 12時間コース 学科６時間 実技６時間	39,930円	2,420円 （1,450円）	42,350円 （41,380円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
（14時間コース）→ 次のいずれかの合格又は修了者 1　建設業施行法令の建設機械施工技術検定合格 2　道路交通法の普通自動車以上の運転免許 3　フォークリフト運転技能講習 4　ショベルローダー等運転技能講習 5　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 6　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 7　車両系建設機械（解体用）運転技能講習 8　不整地運搬車運転技能講習	左記の資格証の写し
（12時間コース）→ 次のいずれかの合格又は修了者 1　移動式クレーン運転士免許 2　小型移動式クレーン運転技能講習	左記の資格証の写し

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　かずさ分会
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
※　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

2026(令和8)年度安全衛生教育

職長・安全衛生責任者教育

建設現場等では、直接労働者を指揮する管理監督者として「職長」を選任するとともに、新たに職長に就く者に対しては、初任時の「職長教育」の実施が必要です。

また、５０人以上の混在作業現場では、統括安全衛生管理の関係請負人側の責任者として、「安全衛生責任者」を選任するとともに、「安全衛生責任者教育」の実施が勧奨されています。

建設業では、職長が安全衛生責任者として選任されることが多いことから、両教育を統合した職長・安全衛生責任者教育の実施が勧奨されています。修了者には職長・安全衛生責任者教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月 8日（水）・ 9日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 5月12日（火）・13日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 6月 3日（水）・ 4日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 7月14日（火）・15日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 7月30日（木）・31日（金）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年 8月27日（木）・28日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年10月 6日（火）・ 7日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年11月10日（火）・11日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2027年 1月19日（火）・20日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2027年 2月16日（火）・17日（水）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2027年 3月 3日（水）・ 4日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
54名	２日	14時間	16,940円	2,640円 （1,580円）	19,580円 （18,520円）

ＣＰＤＳ・ＣＰＤ申請（予定）　※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
1　職長・作業の管理監督の立場にある者、又はこれらの立場に就こうとする者 2　安全衛生責任者、又はこれらの立場に就こうとする者	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会及び山武分会受付の受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）
※　かずさ分会受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　かずさ分会
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

統括安全衛生責任者教育

同一場所で元請・下請け合わせて常時５０人以上の労働者が混在する作業現場では、統括安全衛生責任者の選任が必要です。修了者には統括安全衛生責任者教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 5月20日（水）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年10月23日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	７時間	8,470円	2,310円 （1,380円）	10,780円 （9,850円）

ＣＰＤＳ・ＣＰＤ申請（予定）　※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
建設現場の作業所長・次席、関係請負人の現場代人等、又はこれらの立場に就こうとする者	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）

職長・安全衛生責任者能力向上教育

平成28年10月、厚生労働省から、安全衛生責任者についても職長等と同様、「能力向上教育に準じた教育」を受けるよう勧奨されるとともに能力向上教育の具体的なカリキュラム等が示されました。

本教育は、職長及び安全衛生責任者をも対象としたレベルアップ教育講習です。修了者には職長・安全衛生責任者能力向上教育修了証及びステッカーが交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 5月21日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 7月17日（金）	東金市内	山武分会0475-54-3195
2026年 8月 4日（火）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年12月10日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	１日	５時間40分	9,550円	1,320円 （790円）	10,870円 （10,340円）

ＣＰＤＳ・ＣＰＤ申請（予定）　※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
職長・安全衛生責任者教育受講後、概ね５年以上経過した者	職長・安全衛生責任者教育(職長教育)修了証の写しなど

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会受付の受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）

足場の組立て等作業主任者能力向上教育

厚生労働省通達により、足場の組立て等作業主任者に対しては、５年ごとの能力向上教育の受講が勧奨されています。

また、平成２１年６月の規則改正により、点検の実施・記録の作成の義務付け等が図られ、足場の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等が要件とされています。本教育は、足場の組立て等作業主任者技能講習修了者を対象とした教育講習です。修了者には足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 5月19日（火）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 9月25日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	７時間	8,470円	2,035円 （1,220円）	10,505円 （9,690円）

ＣＰＤＳ・ＣＰＤ申請（予定）　※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後、概ね５年以上経過した者	足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写し

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）

施工管理者等のための足場点検実務者研修

平成21年６月の規則改正により、足場の組立て・変更時等の点検実施者については、本研修を受講していること等が要件とされています。修了者には施工管理者等のための足場点検実務者研修修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月10日（金）	千葉市内	県支部 043-225-8524
2026年 6月17日（水）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631
2026年 7月23日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年11月17日（火）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2027年 2月25日（木）	木更津市内	かずさ分会0438-38-4631

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	４時間	7,260円	2,035円 （1,220円）	9,295円 （8,480円）

ＣＰＤＳ・ＣＰＤ申請（予定）　※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者及び店社の安全衛生管理部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会受付の受講料は、現金書留又は受付窓口でお支払いください。（銀行振込不可）
※　県支部受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部
※　かずさ分会受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　かずさ分会
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

足場組立て等特別教育

足場の組立て・変更時等の作業に労働者を就かせるときは、特別教育を実施することが定められています。修了者には足場組立て等特別教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 5月28日（木）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年 9月11日（金）	千葉市内	千葉分会043-242-9095
2026年11月 4日（水）	千葉市内	県支部043-225-8524
2027年 2月 9日（火）	千葉市内	千葉分会043-242-9095

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	１日	６時間	8,950円	1,045円 （620円）	9,995円 （9,570円）

受講対象者	添付書類
足場の組立て・変更時等の作業に従事しようとする者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　千葉分会受付の受講料は、現金書留又は窓口でお支払いください。（銀行振込不可）
※　県支部受付の受講料は、銀行振り込み、現金書留又は窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に労働者を就かせるときは、特別教育を実施することが定められています。

修了者にはフルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
2025年7月24日（金）	千葉市内	県支部 043-225-8524
2025年9月24日（木）	千葉市内	県支部 043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	学科4.5時間 実技1.5時間	11,250円	1,045円 （620円）	12,295円 （11,870円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に従事しようとする者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

テールゲートリフターの操作に係る特別教育

トラックでの荷役作業時における安全対策の強化で令和５年５月に労働安全衛生規則が改正され令和６年２月からテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化になりました。

修了者にはテールゲートリフターの操作に係る特別教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　場	申　込　先（受付窓口）
2026年 4月28日（火）	木更津市内	かずさ分会 0438-38-4631

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
40名	1日	学科４時間 実技２時間	11,910円	1,155円 （690円）	13,065円 （12,600円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う者	なし

（要注意） 外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留、又は窓口でお支払いください。
※　振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　かずさ分会
　　振込口座：千葉銀行木更津支店（普通）３６４９０９４
　　口座名義：建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会分会長松本信夫

丸のこ等取扱い従事者教育

丸のこ等は建設現場で広く使用されている便利な機械ですが、その反面丸のこ等の作業において毎年多数の労働災害が発生しており、その中には重篤な災害も少なくありません。

厚生労働省では、平成22年７月14日付け基安発第０７１４号通達により「特別教育に準じた教育」の実施を勧奨しています。修了者には丸のこ等取扱い従事者教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
計画中	千葉市内	県支部 043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	学科3.5時間 実技0.5時間	7,260円	1,375円 （820円）	8,635円 （8,080円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可動式丸のこ盤を取り扱おうとする者	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

自由研削砥石（グラインダ）特別教育

自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別教育を実施することが定められています。修了者には自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
計画中	千葉市内	県支部 043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	学科５時間 実技２時間	9,680円	1,045円 （620円）	10,725円 （10,300円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に従事しようとする者	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

酸素欠乏危険場所・硫化水素中毒危険場所における作業については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任に併せ、当該作業に従事する労働者に対しては、特別教育を実施することが定められています。

修了者には酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
計画中	千葉市内	県支部 043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	学科4.5時間 実技1.0時間	8,470円	1,375円 （820円）	9,845円 （9,290円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
下水道工事、ピット、地下室、タンク内、坑内、暗きょなど、「酸素欠乏空気」・「硫化水素」の発生・流入する危険がある場所での作業に従事しようとする者及び安全衛生担当者等	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

刈払機は建設現場で広く使用されている便利な機械ですが、その反面、作業者の小さなミスが重大な事故・災害につながる恐れのある機械です。そのため、厚生労働省では、平成12年２月16日付け基発第66号により「特別教育に準じた教育」の実施を勧奨しています。修了者には刈払機取扱作業者安全衛生教育修了証が交付されます。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
計画中	千葉市内	県支部 043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料	テキスト代	合計
60名	1日	学科５時間 実技１時間	8,950円	3,058円 （1,830円）	12,008円 （10,780円）

※（　　）内は支部会員料金

受講対象者	添付書類
刈払機を使用する作業に従事しようとする者	なし

（要注意）　外国人労働者の方を受講させる事業者の方及び個人で受講を希望する外国人労働者の方は、21ページの「外国人労働者が受講する場合について」を読んでいただき、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は22ページの「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、23ページの「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」を申込時に申込書と共に提出してください。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育

この建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（略称：建設従事者教育）は、建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部が専門機関として、求めに応じ事業者に代わって、建設工事に従事する労働者に対し、不安全行動等の防止を目的とした安全衛生教育を実施するものです。
詳しくは、平成１７年３月３１日付国官技第２９９号通達「平成１７年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」をご覧ください。

国交省発注の直轄工事を請け負った事業者の工事成績評定を行う際、建災防が実施している建設従事者教育を実施した場合、成績採点表（主任監督員分）にあたる安全衛生関係の「２７　その他」部分として２点加算されます。教育の進め方については、事業者と協議し、教育内容を決定しますのでお気軽にご相談ください。

講習年月日	会　　場	申　込　先（受付窓口）
会員事業者からの依頼により実施	千葉市内	県支部 043-225-8524

募集定員	講習日数	講習時間	受講料（テキスト代込み）
50名	1日	学科４時間 実技訓練２時間	8,000円

受講対象者	添付書類
建設工事現場で直接建設工事の施工に従事する建設従事者	なし

※　教育を修了した受講者全員に、建災防千葉県支部長名の修了証が交付されます。
　　教育の事業者（依頼者）には、実施報告書を交付します。
　　国交省発注の直轄工事を請け負った事業者の工事成績評定を行う際、建災防が実施している建設従事者教育を実施した場合、成績採点表（主任監督員分）にあたる安全衛生関係の「２７　その他」部分として２点加算されます。

※　受講料は、銀行振り込み、現金書留又は受付窓口でお支払いください。
※　県支部の振込先口座は次のとおりです。振込手数料は申込者にてご負担ください。
　　振込口座：千葉銀行中央支店（普通）２１２１１４０
　　口座名義：建災防千葉県支部

依頼出張講習を実施します

支部では、会員を対象に事業者、団体からの実施要望、依頼に応じて各種教育講習を実施します。
お引受けできる技能講習は、年間計画に基づく各種技能講習のほか、各種の特別教育、安全衛生教育となります。

詳しくは、「よくある質問」（P34）か、直接、支部事務局（043-225-8524）あてお問合せください。

外国人労働者の方が受講する場合について

建設業労働災害防止協会千葉県支部

当支部で開催しております技能講習、安全衛生教育については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義・教育を行っております。また、技能講習における修了試験の問題及び安全衛生教育における理解度確認シートにつきましても日本語の標記になっております。

この度、厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人（以下「外国人労働者」という。）の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は、別添１「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」(以下「確認書」という。）を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、別添２「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」(以下「申告書」という。）を申込時に申込書と共に提出してください。

また、申し込みをされる際には、以下の「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」をご確認ください。

なお、外国人労働者であって明らかに日本語が堪能な方（読み・書き、フリガナ等が必要ない方）については、確認書又は申告書の提出は不要です。

【外国人労働者の方が受講する際の注意事項】

1. 通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
2. 講習実施中や教育実施中に講師や他の受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
3. 日本語の理解力について、確認書又は申告書の内容と異なると事務局等が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習等受講料、テキスト代金等は返金いたしません。
4. 各種技能講習、各種安全衛生教育を受講する場合において、学科修了試験問題、理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題、理解度確認シートを事前に希望された場合には、提供することができます。
5. 各種技能講習の修了試験について、採点の結果合格基準に達しない場合は、修了証は発行いたしません。また、当支部では規定により合格基準に満たなかった方の補講等は行っておりません。

（外国人労働者の方を受講させる事業者の方用）

建設業労働災害防止協会千葉県支部　御中

技能講習等受講における日本語の理解力確認書

受講者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（在留カード氏名欄又は特別永住者証明書等に記載されている氏名を正確に記入してください）

上記の者は、建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力（読み・書きができる能力）を有しています。

令和　　年　　月　　日

事業場所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主証明　　事 業 場 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（事業主職氏名欄は直筆の場合は押印の必要ありません。）

・・

建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する各種技能講習、各種安全衛生教育を受講される場合において、学科修了試験問題又は理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビ（ふりがな）をふることについて、該当する方に☑を入れてください。

☐ 希望する

☐ 必要ありません

（個人で受講を希望する外国人労働者の方用）

建設業労働災害防止協会千葉県支部　御中

技能講習等受講における日本語の理解力申告書

私は、建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力（読み・書きできる能力）を有しておりますので、講習等を申込いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

受講者氏名（本人直筆）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（在留カード氏名欄又は特別永住者証明書等に記載されている氏名を正確に記入してください）

・・

建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する各種技能講習、各種安全衛生教育を受講される場合において、学科修了試験問題又は理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビ（ふりがな）をふることについて、該当する方に☑を入れてください。

□　希望する

□　必要ありません

受講申込書記入時の留意事項
（作業主任者技能講習関係）

記入例

受講申込書は、黒色のボールペン又はインクペンで、はっきりと楷書で記入してください。（鉛筆不可）
記入事項を訂正したときは、訂正箇所に、二本線を引き押印してください。
（修正テープ・修正液不可）

作業主任者技能講習受講申込書

受講される次のいずれかにレ印をつけて下さい。

✓	地山の掘削及び土止め支保工		型枠支保工の組立て等		足場の組立て等
	建築物等の鉄骨の組立て等		木造建築物の組立て等		石綿
	酸素欠乏・硫化水素危険		金属アーク溶接等作業主任者限定		特定化学物質・四アルキル鉛等

氏名は略さず（特に旧字体の方）、正しく記入してください。
フリガナも忘れずに記入してください。
外国人の方は「在留カード」の氏名欄に記載されている氏名を記入してください。

郵便番号を忘れずに記入してください。
共同住宅の場合は、建物名、部屋番号まで記入してください。（○○棟○○○号室）
個人宅の場合、必要に応じて送付先世帯主名等を記入してください。（○○様方）また、日中に連絡がつきやすい電話番号を記入してください。

修了証を自宅以外へ郵送希望される場合は、その送付先を記入してください。
記入に当たっては、上覧を参照してください。

受講年月日	令和７年○月○日　～　令和７年○月○日		
フリガナ	アンゼン　イチロウ	生年月日	□昭和　☑平成 ２年４月１日 （西暦：１９９０年）
氏名	安全　一郎		
旧姓を使用した氏名又は通称希望の併記の有無	（有）・　無		
有の場合。併記を希望する氏名又は通称	衛生　一郎		
住所	〒　260-0013　注）共同住宅の場合は、建物名・部屋番号を記入して下さい。 **千葉県**　千葉市稲毛区○○町４－１６－１ TEL　０４３－２２５－８５２４　（携帯）　０９０－○○○○－○○○○		
修了証送付先	〒260-○○○○　注）上記住所以外へ修了証送付を希望する場合の住所、会社名等を記入して下さい。 **千葉県**　千葉市中央区中央4-16-1　○○ビル　○○建設㈱　安全課		
所属 事業場名	○○建設㈱	千葉県支部会員・非会員別	
所属 所在地	〒 260-○○○○ 千葉市中央区中央4-16-1　○○ビル		✓ 千葉県支部会員 □ 千葉県支部非会員
所属 電話番号	０４３-２２５-○○○○		

注）石綿、酸素欠乏・硫化水素危険作業、特定化学物質・四アルキル鉛、及び金属アーク溶接作業主任者限定を申込みの方は、本欄記入不要です。

足場の組立て等作業主任者技能講習の受講を希望される方は足場の組立て等特別教育修了証の写し又は特別教育修了を証する書面の写しを添付してください。また、書面等がない場合は実施した年月日を記入してください。　（実施年月）　平成　○　年　○月

※地山の掘削・土止め支保工作業主任者、型枠支保工作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者を受講する方については、下段の実務経験証明欄を必ず記載してください。

実務経験（事業者証明）

平成○年○月　～　令和○年○月　（　○　年　○　か月）

上記の作業経験に相違ないことを証明します。

（証明日）　令和○年○月○日

（事業場名）　○○建設㈱

（事業主職氏名・押印）　代表取締役社長　○○　○○　（法人代表者印）

平成27年7月1日に労働安全衛生規則改正により、足場の組立て等の作業については、足場の組立て等特別教育を修了した者が行うこととなりました。
この改正に基づき平成27年7月1日以降特別教育を修了していない場合、その期間は経験年数に数えることができなくなりました。
これまで、建災防千葉県支部では上記規則改正以降については、特別教育を修了したものとみなして経験年数を取り扱ってきましたが行政等の指導により申込書を見直し、足場の組立て等特別教育修了証（写）の添付か足場の組立て等特別教育を実施した書面（写）の添付又は申込書実務経験内にある特別教育を実施した年月の記載を求めることとしました。
また、これまで経験年数には、地上等における足場の組立て等の補助業務の経験年数も含まれておりましたが、今回の規則改正により経験年数には含まれなくなりました。
なお、受講にあたっての経験年数には変更はありませんので併せて経験年数は事業者証明をお願いします。

上記のとおり受講を申込みます。

（申込日）　令和７年○月○日

建設業労働災害防止協会千葉県支部長　殿

受講者氏名（本人自筆）　**安全　一郎**

注1）黒色のボールペン又はインクペンで、略さず、楷書で記入して下さい。※印欄は記入しないで下さい。
注2）記入前に、「技能講習・安全衛生教育のご案内」をご一読下さい。
注3）写真3枚（上3分身無帽・縦4.0cm 横3.0cm 履歴書サイズ）を添付して下さい。裏面に氏名を記載して下さい。
注4）実務経験年数が2年～3年未満の方は、受講に必要な学歴に係る卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。（石綿、酸素欠乏・硫化水素危険作業、特定化学物質・四アルキル鉛、及び金属アーク溶接作業主任者限定等を受講の方は不要です。）
注5）本申込書に本人確認ができる書面等の写しを添付してください。（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）
注6）併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的な書類を添付してください。
注7）申込書に記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

※

実施管理者	担当者

社長等の職を表す印の多くは丸印

図　①
（事業主職氏名・押印）
代表取締役社長　○○　○○　印

社印の多くは角印

図　②
（事業主職氏名・押印）
代表取締役社長　○○　○○　印

社長の個人印

図　③
屋号又は個人事業主
○○　○○　印

1. 申込者が法人の場合は、法人を代表する者（以下「社長等」という。）の職・氏名を記入し、社長等の職を表す印（多くは丸印）を押印してください。（右図①参照）
2. 社長等の職を表す印がない場合は、社印（角印）と社長等の個人印の両方を押印してください。（右図②参照）
3. 支店長等（支店長、工場長、人事部長、総務部長等）に職務権限が委譲されている場合は、支店長等の職・氏名を記載し、押印等については上記1，2に準じてください。
4. 個人事業主、一人親方等の場合、屋号がある場合は屋号を、ない場合は個人事業主であることがわかるように、個人事業者、事業主などを明記し、事業者氏名の記入と押印をしてください。（右図③参照）

※	実施管理者	担当者

※	受付番号	

作業主任者技能講習受講申込書

受講される次のいずれかにレ印をつけて下さい。

	地山の掘削及び土止め支保工		型枠支保工の組立て等		足場の組立て等
	建築物等の鉄骨の組立て等		木造建築物の組立て等		石綿
	酸素欠乏・硫化水素危険		金属アーク溶接等作業主任者限定		特定化学物質・四アルキル鉛等

受講年月日	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日		
フリガナ 氏名		生年月日	□昭和　□平成 年　月　日 （西暦：　年）
旧姓を使用した氏名又は通称希望の併記の有無		有・無	
（有の場合、併記を希望する氏名又は通称） 併記を希望する場合は併記する氏名が分かる公的な書面を添付してください。			
住所	〒　注）共同住宅の場合は、建物名・部屋番号を記入して下さい。 TEL　（携帯）		
修了証送付先	〒　注）上記住所以外へ修了証送付を希望する場合の住所、会社名等を記入して下さい。		
所属 事業場名		千葉県支部会員・非会員別	
所属 所在地	〒	□千葉県支部会員 □千葉県支部非会員	
所属 電話番号			
実務経験 （事業者証明）	注）石綿、酸素欠乏・硫化水素危険作業、特定化学物質・四アルキル鉛及び金属アーク溶接作業主任者限定を申込みの方は、本欄記入不要です。 **足場の組立て等作業主任者技能講習の受講を希望される方は足場の組立て等特別教育修了証の写し又は特別教育修了を証する書面の写しを添付してください。また、修了証や書面がない場合は実施した年月を記入してください。** （実施年月日）　年　月 **※地山の掘削・土止め支保工作業主任者、型枠支保工作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者を受講する方については、下段の実務経験証明欄を必ず記載してください。** 年　月　～　年　月　（　年　か月） **上記の作業経験に相違ないことを証明します。** （証明日）　令和　年　月　日 （事業場名） （事業主職氏名）　印		

上記のとおり受講を申込みます。

（申込日）　令和　年　月　日

建設業労働災害防止協会千葉県支部長　殿

受講者氏名（本人自筆）

黒色のボールペン又はインクペンで、略さず、楷書で記入して下さい。※印欄は記入しないで下さい。

注1）記入前に、「技能講習・安全衛生教育のご案内」をご一読下さい。

注2）写真3枚（上3分身無帽・縦4.0㎝ 横3.0㎝ 履歴書サイズ）を添付して下さい。裏面に氏名を記載して下さい。

注3）実務経験年数が2年～3年未満の方は、受講に必要な学歴に係る卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。（石綿、酸素欠乏・硫化水素危険作業、金属アーク溶接等作業主任者限定及び特定化学物質及び四アルキル鉛等を受講の方は不要です。）

注4）平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業については特別教育が必要となりました。平成27年7月1日以降に業務従事経験期間を満たす受講者は、足場の組立て等特別教育修了証の写し又は特別教育の修了を証する書面の写しを添付してください。なお、平成29年7月1日以降足場の組立て等特別教育を修了していない期間は違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたこととなり、当該期間は業務従事経験として認められません。

注5）本申込書に本人確認ができる書面等の写しを添付してください。（自動車運転免許証又はマイナンバーカード等）

注6）併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的な書類を添付してください。

注7）申込書に記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

受講申込書記入時の留意事項
（教育関係）

記入例

受講申込書は、黒色のボールペン又はインクペンで、はっきりと楷書で記入してください。（鉛筆不可）

※ 受付番号

教育講習受講申込書

受講される次のいずれかにレ印をつけて下さい。

- ✔ 職長・安全衛生責任者教育
- □ 統括安全衛生責任者教育
- □ 職長・安全衛生責任者能力向上教育
- □ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
- □ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
- □ 足場の組立て等特別教育（６時間）
- □ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- □ 丸のこ等取扱い従事者教育
- □ 自由研削砥石（グラインダ）特別教育
- □ 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
- □ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- □ テールゲートリフター特別教育

受講年月日	令和７年４月５日　～　令和７年４月６日		
フリガナ	アンゼン　イチロウ	生年月日	☑昭和　□平成 ３５年　○月　○日 （西暦　１９６０年）
氏名	安全　一郎		
旧姓を使用した氏名又は通称希望の併記の有無			有　・　無
有の場合、併記を希望する氏名又は通称 注4)			衛生　一郎
住所	〒263-○○○○　注）共同住宅の場合は、建物名・部屋番号を記入して下さい。 千葉県　千葉市稲毛区○○町４－１６－１ TEL０４３-○○○-○○○○　（携帯）０９０-○○○○-○○○○		
所属 事業場名	○○建設㈱	千葉県支部会員・非会員別	
所属 所在地	〒２６０-○○○○ 千葉市中央区中央４－１６－１　○○ビル		✔ 千葉県支部会員 □ 千葉県支部非会員
所属 電話番号	０４３-２２５-○○○○		
能力向上教育受講に係る受講資格の確認（過去の受講歴）	**職長・安全衛生責任者能力向上教育を受講される方** 職長・安全衛生責任者（職長）教育修了証の写しを添付するか、又は以下の欄を記入してください。 （注）これらを受講していない場合は受講できません。 **職長・安全衛生責任者（職長）教育の受講日：**＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿ **教育の主催者名：**＿＿＿＿＿＿ **足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講される方** 足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写しを添付して下さい。 （注）上記を受講していない場合は受講できません。		

上記のとおり受講を申込みます。

（申込日）　令和７年●月●日

建設業労働災害防止協会千葉県支部長　殿

受講者氏名（本人自筆）　**安全　一郎**

注1) 黒色のボールペン又はインクペンで、略さず、楷書で記入して下さい。
※印欄は記入しないで下さい。
注2) 記入前に、「技能講習・安全衛生教育のご案内」をご一読下さい。
注3) 併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的な書類を添付してください。
注4) 本申込書に本人確認ができる書面等の写しを添付してください。
（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）
注5) 申込書に記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

※

実施管理者	担当者

氏名は略さず（特に旧字体の方）、正しく記入してください。
フリガナも忘れずに記入してください。
外国人の方は「在留カード」の氏名欄に記載されている氏名を記入してください。

郵便番号を忘れずに記入してください。
共同住宅の場合は、建物名、部屋番号まで記入してください。（○○棟○○○号室）
個人宅の場合、必要に応じて送付先世帯主名等を記入してください。（○○様方）また、日中に連絡がつきやすい電話番号を記入してください。

この欄は、能力向上教育を受講される方のみ記入してください。

※	受付番号	

教育講習受講申込書

受講される次のいずれかにレ印をつけて下さい。

- □ 職長・安全衛生責任者教育
- □ 統括安全衛生責任者教育
- □ 職長・安全衛生責任者能力向上教育
- □ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
- □ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
- □ 足場の組立て等特別教育（６時間）
- □ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- □ 丸のこ等取扱い従事者教育
- □ 自由研削砥石（グラインダ）特別教育
- □ 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
- □ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- □ テールゲートリフター特別教育

受講年月日	年　月　日　～　年　月　日		
フリガナ 氏名		生年月日	□昭和　□平成 年　月　日 （西暦　年）
旧姓を使用した氏名又は通称希望の併記の有無		有　・　無	
有の場合、併記を希望する氏名又は通称 注4)			
住所	〒 TEL　（携帯）	注）共同住宅の場合は、建物名・部屋番号を記入して下さい。	
所属 事業場名		千葉県支部会員・非会員別	
所属 所在地	〒	□ 千葉県支部会員 □ 千葉県支部非会員	
所属 電話番号			
能力向上教育受講に係る受講資格の確認（過去の受講歴）	**職長・安全衛生責任者能力向上教育を受講される方** 職長・安全衛生責任者（職長）教育修了証の写しを添付するか、又は以下の欄を記入してください。 注）これらを受講していない場合は受講できません。 **職長・安全衛生責任者（職長）教育の受講日：**　～ **教育の主催者名：** **足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講される方** 足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写しを添付して下さい。 注）上記を受講していない場合は受講できません。		

上記のとおり受講を申込みます。

（申込日）令和　　年　　月　　日

建設業労働災害防止協会千葉県支部長　殿

受講者氏名(本人自筆)

注1) 黒色のボールペン又はインクペンで、略さず、楷書で記入して下さい。※印欄は記入しないで下さい。
注2) 記入前に、「技能講習・安全衛生教育のご案内」をご一読下さい。
注3) 併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的な書類を添付してください。
注4) 本申込書に本人確認ができる書面等の写しを添付してください。（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）
注5) 申込書に記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

※	実施管理者	担当者

受講申込書記入時の留意事項
（高所作業者運転技能講習関係）

記入例

受講申込書は、黒色のボールペン又はインクペンで、はっきりと楷書で記入してください。（鉛筆不可）
記入事項を訂正した時は、訂正箇所に、２本線を引き押印してください。
（修正テープ・修正液不可）

上記有の場合、併記を希望する氏名又は通称

氏名は、略さず（特に旧字体の方）、正しく記入してください。
フリガナも忘れずに記入してください。
外国人の方、「在留カード」の氏名欄に記載されている氏名を記入してください。

郵便番号を忘れずに記入してください。
共同住宅の場合は、建物名、部屋番号まで記入してください。（〇〇棟〇〇号室）
個人宅の場合、必要に応じて送付先世帯主名等を記入してください。（〇〇様方）
また、日中に、連絡がつきやすい電話番号を記入してください。

修了証を自宅以外へ郵送希望される場合は、その送付先を記入してください。
記入に当たっては、上の覧を参照してください。

申込書裏面をご覧になり、14時間コース又は12時間コースのいずれかを選択し、☑印を付けてください。 併せて、当該免除に係る資格証の種別、及び資格の交付年月日を記入してください。

高所作業車運転技能講習受講申込書

受講年月日	令和6年4月5日　～　令和6年4月7日		
フリガナ	アンゼン　イチロウ	生年月日	□昭和　☑平成 ２年　４月　１日 （西暦：１９９０年）
氏名	安全　一郎		
旧姓を使用した氏名又は通称希望の併記の有無	（有）・無	有の場合、併記を希望する氏名又は通称 注6)	衛生　一郎
住所	〒260-0013　注）共同住宅の場合は、建物名・部屋番号を記入して下さい。 千葉県　千葉市稲毛区〇〇町4-16-1 TEL　043-225-8524　（携帯）　０９０－〇〇〇〇-〇〇〇〇		
修了証送付先	〒260-〇〇〇〇　注）上記住所以外の場所へ修了証送付を希望する場合、記入して下さい。 千葉県　千葉市中央区中央4-16-1　〇〇ビル　〇〇建設㈱　安全課		
所属 事業場名	〇〇建設㈱	千葉県支部会員・非会員別	
所属 所在地	〒260-〇〇〇〇 千葉市中央区中央4-16-1　〇〇ビル	☑千葉県支部会員 □千葉県支部非会員	
所属 電話番号	０４３-２２５-〇〇〇〇		
希望コース（裏面参照）	次のいずれかのコースをレ印で選んで、所持資格及び交付年月日をご記入して下さい。 ☑14時間コース（3時間免除）　資格の種類　道路交通法の普通自動車以上の運転免許　交付年月日　平成22年4月1日 □12時間コース（5時間免除）　資格の種類　交付年月日		

上記のとおり受講を申込みます。

（申込日）　令和7年●月●日

建設業労働災害防止協会千葉県支部長　殿

受講者氏名(本人自筆)　安全　一郎

※

実施管理者	担当者

注1）黒色のボールペン又はインクペンで、略さず、楷書で記入して下さい。※印欄は記入しないで下さい。
注2）記入前に、「技能講習・安全衛生教育のご案内」をご一読下さい。
注3）写真３枚（上3分身無帽・縦4.0cm 横3.0cm履歴書サイズ）を添付して下さい。裏面に氏名を記載して下さい。
注4）学科一部免除に必要な免許証、修了証の写しを添付して下さい。
注5）併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的な書類を添付してください。
注6）本人確認ができる書面等の写しを添付してください。（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）
注7）申込書に記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

※	受付番号	

高所作業車運転技能講習受講申込書

受講年月日	年　月　日　～　年　月　日			
フリガナ		生年月日	□昭和　□平成 年　月　日 (西暦：　年)	
氏名				
旧姓を使用した氏名又は通称希望の併記の有無	有　・　無	有の場合、併記を希望する氏名又は通称名[注6]		
住所	〒 TEL　(携帯)	注) 共同住宅の場合は、建物名・部屋番号を記入して下さい。		
修了証送付先	〒	注) 上記住所以外の場所へ修了証送付を希望する場合、記入して下さい。		
所属 事業場名			千葉県支部会員・非会員別	
所属 所在地	〒		□千葉県支部会員 □千葉県支部非会員	
所属 電話番号				
希望コース (裏面参照)	次のいずれかのコースをレ印で選んで、所持資格及び交付年月日をご記入して下さい。 □14時間コース(3時間免除)　資格の種類　交付年月日 □12時間コース(5時間免除)　資格の種類　交付年月日			

上記のとおり受講を申込みます。

(申込日)令和　　年　　月　　日

建設業労働災害防止協会千葉県支部長　殿

受講者氏名(本人自筆)

注1) 黒色のボールペン又はインクペンで、略さず、楷書で記入して下さい。※印欄は記入しないで下さい。
注2) 記入前に、「技能講習・安全衛生教育のご案内」をご一読下さい。
注3) 写真3枚（上3分身無帽・縦4.0cm 横3.0cm履歴書サイズ）を添付して下さい。裏面に氏名を記載して下さい。
注4) 学科一部免除に必要な免許証、修了証の写しを添付して下さい。
注5) 併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的な書類を添付してください。
注6) 本申込書に本人確認ができる書面等の写しを添付してください。（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）
注7) 申込書に記載いただきました個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証の発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限って使用し、他の用途には使用いたしません。

※	実施管理者	担当者

講習の一部免除の範囲

講習時間	資格の種類
14時間コース （３時間免除）	→次のいずれかに合格、または修了者 １　建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定 ２　道路交通法の普通自動車以上の免許 ３　フォークリフト運転技能講習 ４　ショベルローダー等運転技能講習 ５　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 ６　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 ７　車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ８　不整地運搬車運転技能講習
12時間コース （５時間免除）	→次のいずれかに合格、または修了者 １　移動式クレーン運転士免許 ２　小型移動式クレーン運転技能講習

※当支部では「免除なし」のコースの募集は行ってはいません。

講習科目と時間

講習科目＼講習時間		**14時間コース** （３時間免除）	**12時間コース** （５時間免除）
学科講習	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	５	５
	原動機に関する知識	－	－
	運転に必要な一般的事項に関する知識	２	－
	関係法令	１	１
	小　計	８	６
実技講習	作業のための装置の操作	６	６
	小　計	６	６
合　計		１４	１２

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）受講申込書
〔開催日：　　年　　月　　日～　　月　　日〕

フリガナ			生年月日
氏　名			□昭和　□平成 年　月　日 （西暦　　年）
旧姓又は通称併記の有無	有 ・ 無	希望する氏名又は通称 注3	
現 住 所	〒 電話番号		
所属事業場 住 所 等	事業所名　　（ 会員 ・ 非会員 ） 所 在 地　〒 連 絡 先　電話　（　）　　FAX　（　）		

受付
番号

顔写真3枚
写真サイズ
（履歴書サイズ）
タテ 40 ㎜
ヨコ 30 ㎜
無背景のもの
写真裏面に氏名を
記入して下さい。
この欄には添付
しないで下さい。

受講資格

下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号に○印を付けて下さい。また、添付書類等欄にて求められている証明書類を申込書に添付して下さい。

受講記号	受　講　資　格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して２年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。）、建築に関して３年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明A
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して４年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して７年以上の実務経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明A
(6)	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び裏面の実務経験証明C
(8)	建築行政に関して２年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して２年以上の実務経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(10)	労働安全衛生法第 93 条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	裏面の実務経験証明E
(11)	労働基準監督官として２年以上その職務に従事した経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証の写し及び裏面の実務経験証明C

年　　月　　日

建設業労働災害防止協会　千葉県支部長　殿

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

受講者氏名（本人自筆）

【申込書記入にあたっての注意事項】

注1) この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。

注2) 本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

注3) 併記を希望する氏名又は通称を確認できる公的書類を添付して下さい。

※この欄には記入しないこと。

講習事務管理者	担　当　者

受講者氏名：

建災防石綿調査者様式　第 15 号

実務経験証明欄Ａ：受講資格(2) (3) (4) (5)の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴

科卒業

（卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。）

建築に関する実務経験年月

年　月 ～　年　月　(　年　月)

受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。(証明年月日：　年　月　日)

事　業　所　名

代表者役職・氏名　印

所　在　地

実務経験証明欄Ｂ：受講資格(6)の実務経験証明欄

建築に関して 11 年以上の実務経験

年　月 ～　年　月　(　年　月)

受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。(証明年月日：　年　月　日)

事　業　所　名

代表者役職・氏名　印

所　在　地

実務経験証明欄Ｃ：受講資格(7) (12)の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験

年　月 ～　年　月　(　年　月)

（労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し、又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。）

受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。(証明年月日：　年　月　日)

事　業　所　名

代表者役職・氏名　印

所　在　地

実務経験証明欄Ｄ：受講資格(8) (9) (11)の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて２年以上の実務経験年月

年　月 ～　年　月　(　年　月)

受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。(証明年月日：　年　月　日)

行 政 機 関 名

代表者役職・氏名　印

所　在　地

実務経験証明欄Ｅ：受講資格(10)の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第 93 条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。(証明年月日：　年　月　日)

行 政 機 関 名

代表者役職・氏名　印

所　在　地

添付書類　※下記書類を貼付してください

○受講記号（1）の添付書類
　受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類**【石綿作業主任者技能講習修了証の写し】**
○受講記号（2）～（5）の添付書類
　受講資格に必要な学歴を証明する書類**【卒業証書の写し又は卒業証明書】**
○受講記号（7）、(12)の添付書類
　受講資格に必要な資格を証明する書類
　【(平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し】
　【第一種作業環境測定士登録証又は第二種作業環境測定士登録証の写し】
○本人確認ができる書類等の写し【自動車運転免許証、マイナンバーカード等】

よくある質問

Q　技能講習や特別教育は、自社で実施できますか？

A　技能講習は、都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関でなければ実施することは出来ません。

　特別教育は、各事業者が行うものですが、技能講習及び教育講習を含め、登録教習機関である当支部で受講されるようおすすめします。

Q　今住んでいるところは千葉県外ですが、受講可能ですか？

A　住所に関係なく受講できます。

Q　申込後、キャンセルできますか。また、キャンセル料は必要ですか？

A　キャンセルできます。ただし、直前でのキャンセルに限りキャンセル料をご負担いただきます。詳しくは１ページをご覧ください。

Q　日程を繰り下げ変更して受講できますか。

A　変更できます。ただし、直前での変更は事務手数料が必要となります。詳しくは１ページをご覧ください

Q　受講料の割引制度はありますか？

A　受講料の割引制度はありません。ただし、建災防千葉県支部会員に限りテキスト代を割引します。

Q　修了証を紛失等してしまった場合の再交付は？

A　受講した登録教習機関窓口にて手続きをしてください。氏名が変わった場合も同様です。

Q　足場の組立て等作業主任者技能講習を修了してから５年経ちましたが、再教育を受ける必要はありますか？

A　現行の法令上、更新制度はありません。ただし、国の能力向上教育指針では、概ね５年ごとに能力向上教育を受講するよう勧奨しています。

　また、足場の安全点検等の充実を内容とした平成２１年６月の規則改正により、これ以前に足場の組立て等作業主任者技能講習を取得された方々にも、足場の組立て等作業主任者能向上教育を受講するよう勧奨しています。

Q　職長・安全衛生責任者教育を受けてから５年経ちましたが、再講習を受ける必要はありますか？

A　厚生労働省労働基準局長通達で、概ね５年ごとに能力向上教育を受講するよう勧奨しています。

　加えて、平成 28 年 10 月、厚生労働省から、安全衛生責任者についても職長等と同様、、「能力向上教育に準じた教育」を受けるよう勧奨され、その後、能力向上教育の具体的なカリキュラム等が示されました。今後は、職長・安全衛生責任者能力向上教育を受講されるようおすすめします。

Q　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習と酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の違いは？

A　特別教育は、酸素欠乏・硫化水素危険場所で作業する方全員を対象に実施するものです。

上記作業主任者技能講習は、上記労働者の作業を指揮する方を対象に実施するものです。

　酸素欠乏・硫化水素危険作業場所では、全ての方が上記作業主任者技能講習、又は上記特別教育のいずれかを受講していただく必要があります。

Q　修了証に記載された名前の字体に誤りがあるのですが？

A　申込書における誤りは書替の手続き（有料）が必要となります。他の記載事項欄の誤りも同様に書替の手続き（有料）が必要となります。

（以下、依頼出張講習に関して）

Q　依頼人は誰でも引き受けてもらえますか？

A　基本的には会員が対象となります。

Q　どんな講習も引き受けてもらえますか？

A　定期に開催している種別以外の講習でも受託可能です。

Q　受講料はどうなっていますか？

A　支部が一般募集している講習と同一です。また、受講料・テキスト代以外の追加費用も発生しません。

Q　最低受入人数はありますか？

A　講習によって多少の違いはありますが概ね１講習２０名以上と考えてください。ただし、これ以下でもまずはご相談ください。

主な講習会場（案内図）

千葉県経営者会館

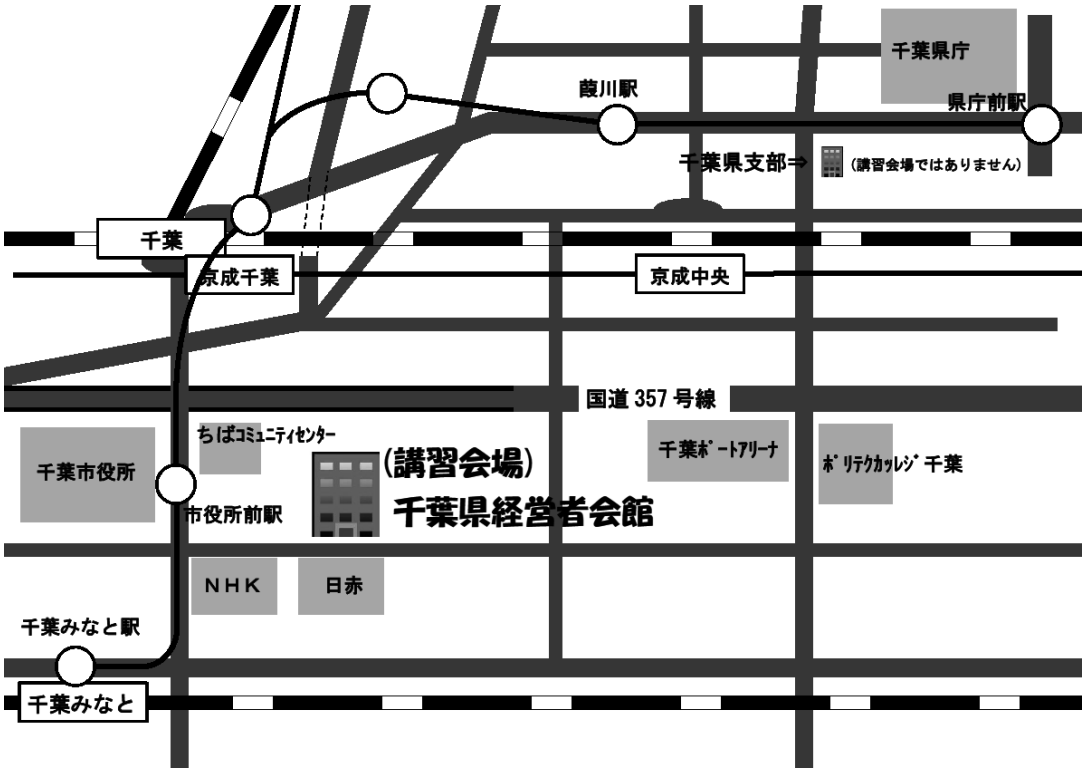

かずさ建設会館

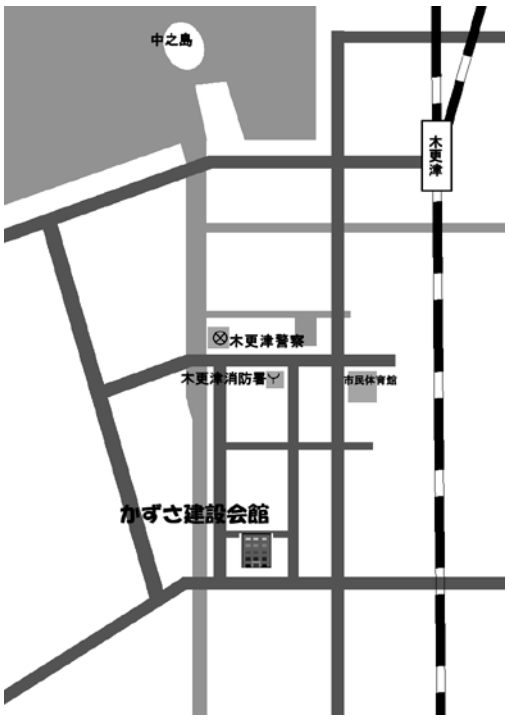

山武建設業会館

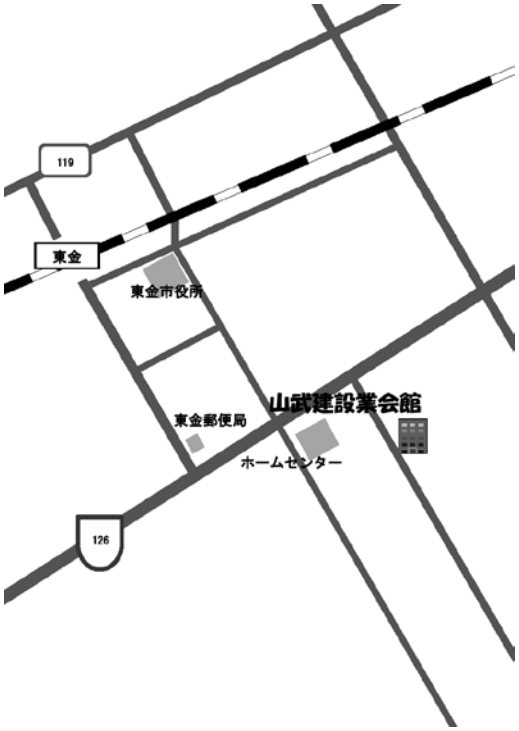

分会所在地と電話番号

分会名	所在地	電話番号 FAX 番号
千　葉　分　会	〒260-0026　千葉市中央区千葉港 4-3　千葉県経営者会館 4 階	043-242-9095 043-242-5796
京　葉　分　会	〒272-0823　市川市東菅野 5-13-21　京葉建設会館	047-338-0888 047-338-0889
柏　　分　　会	〒271-0068　松戸市古ヶ崎 601　東葛建設会館	047-366-8211 047-366-8213
海匝銚子分会	〒288-0046　銚子市大橋町 15-25　海匝銚子建設会館	0479-22-3996 0479-22-3982
安　房　分　会	〒294-0045　館山市北条 1335-1　㈱館山建設会館	0470-22-4361 0470-23-7901
かずさ分会	〒292-0834　木更津市潮見 3-13-5　かずさ建設会館	0438-38-4631 0438-38-4632
長夷分会（長生）	〒297-0078　茂原市高師台 1-1-2　長生建設会館	0475-25-0333 0475-25-0334
長夷分会（夷隅）	〒298-0004　いすみ市大原 1399　夷隅建設会館	0470-62-4320 0470-62-4960
香　取　分　会	〒287-0002　香取市北 1-1-3　香取建設会館	0478-52-4118 0478-52-5528
山　武　分　会	〒283-0063　東金市堀上 240-5　山武建設業会館	0475-54-3195 0475-54-2095
北　総　分　会	〒285-0043　佐倉市大蛇町 461　北総建設会館	043-486-1145 043-486-3963
千葉県支部	〒260-0013　千葉市中央区中央4-16-1　建設会館ﾋﾞﾙ4階	043-225-8524 043-225-9818

（登録教習機関登録状況）

技能講習の名称及び登録番号	登録更新年月日	有効期間
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（千登録第 83 号）	令和 5 年 10 月 1 日 （2023 年 10 月 1 日）	令和 10 年 9 月 30 日 （2028 年 9 月 30 日）
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（千登録第 85 号）		
足場の組立て等作業主任者技能講習（千登録第 87 号）		
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（千登録第 194 号）		
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（千登録第 233 号）		
高所作業車運転技能講習（千登録第 308 号）		
石綿作業主任者技能講習（千登録第 434 号）		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（千登録第 458 号）		
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（千登録第 545 号）	令和 3 年 7 月 21 日	令和 8 年 7 月 20 日
建築物石綿含有建材調査者講習（千登録第 1 号）	令和 3 年 6 月 11 日	令和 8 年 6 月 10 日
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（千登録第 561 号）	令和 6 年 3 月 26 日	令和 11 年 3 月 25 日

建災防ちば 2026 年臨時増刊号
発行者　建設業労働災害防止協会千葉県支部
支部長　戸邉　昌之
〒260-0013　千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ﾋﾞﾙ 4 階
TEL (043) 225-8524　FAX (043) 225-9818

2026年度（令和８年度）年間技能講習・教育計画

地山掘削・土止　型枠支保工　足場組立　鉄骨組立　木建組立　酸欠硫化水素　石綿作業　石綿調査　特化・四アル　高所作業車運転　統括責任　職長・安責　職長能力　足場能力　足場点検　足場特別　FH安全帯

建設業労働災害防止協会千葉分会県支部

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
4月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		4月
						特化・四アル県支部		職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象		足・検千葉県支部 CPDS・CPD対象				地山・土止め千葉分会 CPDS対象							石綿作業かずさ分会		足場技能千葉分会		アーク限定県支部				テールゲートかずさ分会	昭和の日			
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	5月
							足場技能山武分会					職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象							足・能千葉分会 CPDS・CPD対象	統括千葉分会 CPDS・CPD対象	職・能千葉分会 CPDS・CPD対象				地山・土止めかずさ分会 CPDS対象			足・特千葉分会					
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		6月
	特化・四アル山武分会		職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象		支部理事会（予定） 支部総会（予定）			酸欠硫化水素県支部			足場技能かずさ分会			石綿調査者講習県支部			足・検かずさ分会 CPDS・CPD対象	石綿作業千葉分会					地山・土止め千葉分会 CPDS対象						高所作業車運転かずさ分会		
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	7月
	高所作業車運転かずさ分会						千葉県建設労働災害防止大会							職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象			職・能山武分会 CPDS・CPD対象			海の日			足・検千葉分会 CPDS・CPD対象	FH安全帯県支部				足場技能千葉分会		職長・安責かずさ分会 CPDS・CPD対象		
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	8月
				職・能千葉分会 CPDS・ 特化・四アルかずさ分会		鉄骨組立千葉分会					山の日									木建組立千葉分会					足場技能かずさ分会		職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象					
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		9月
			石綿調査者講習県支部					足場技能千葉分会			足・特千葉分会			高所作業車運転かずさ分会							敬老の日	国民の休日	秋分の日	FH安全帯県支部	足・能千葉分会 CPDS・CPD対象				酸欠硫化水素県支部				
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	10月
						職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象		全国大会	全国大会			スポーツの日			足場技能千葉分会				アーク限定かずさ	型枠支保工千葉分会			統括千葉分会 CPDS・CPD対象					石綿作業千葉分会				
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		11月
			文化の日	足・特県支部	足場技能千葉分会					職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象		特化・四アル県支部					足・検千葉分会 CPDS・CPD対象	高所作業車運転かずさ分会					勤労感謝の日			足場技能かずさ分会						
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	12月
		地山・土止め千葉分会 CPDS対象					石綿調査者講習県支部			職・能千葉分会 CPDS・CPD対象					足場技能千葉分会																	
令和9年1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	1月
	元日										成人の日		酸欠硫化水素県支部						職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象								石綿作業千葉分会					
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				2月
	足場技能かずさ分会			特化・四アルかずさ分会				安全祈願	足・特千葉分会		建国記念日					職長・安責かずさ分会 CPDS・CPD対象		足場技能千葉分会				天皇誕生日		足・検かずさ分会 CPDS・CPD対象							
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	3月
			職長・安責千葉分会 CPDS・CPD対象								石綿調査者講習県支部						酸欠硫化水素県支部				春分の日	振替休日										